

開発行為許可通知書

第 8-1 号

住 所 高松市伏石町 2174 番地 16
氏名又は名称 株式会社アルファード 2
及び代表者名 代表取締役 七條 政志

令和 8 年 8 月 25 日付で受付した開発行為については、都市計画法第 29 条第 1 項の規定により許可する。

令和 8 年 9 月 14 日

三木町長 伊 藤 良 春



許可の内容

開発区域に含まれる 地域の名称	木田郡三木町大字氷上字東中川 1611 番 1、1612 番 1
開発区域の面積	2, 352. 52 m ²
予定建築物の用途	一戸建ての住宅（8 戸）

許可の条件

法第 4 1 条第 1 項の規定に基づく制限

(付記)

- 1 この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を守るとともに、裏面記載事項に留意して工事の適正万全を図ってください。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に都市計画法第 5 0 条第 1 項の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求をすることができる。
ただし、この処分が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、「都市計画法第 5 0 条第 1 項の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求」とあるのを「都市計画法第 5 1 条第 1 項の規定により、公害等調整委員会に裁定の申請」と読み替えることができる。

開発行為に関する一般的注意

- 1 この許可は、都市計画法に基づくものであり、他の法令（道路法、農地法、文化財保護法、森林法等）による規制がある場合は、それらの許可を受けてから工事に着手すること。
- 2 開発許可を受けた開発区域内の土地については、都市計画法第36条第3項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならない。（都市計画法第37条）
- 3 許可の日から5ヶ月以内に工事に着手しないときは、許可を取り消すことがある。
- 4 工事中の防災対策、特に流排水の措置、騒音の防止、交通の安全、防じん等の対策については、事前に関係者とも協議してその方法を定め、また工事の現場責任者を明確にして、適確な措置を講じること。
- 5 工事完了後工事の状況が確認できないような場所は、寸法等を明らかにした写真を撮り、検査の際提示すること。
- 6 工事現場には、見やすい場所に次の「開発許可標識」を工事完了検査のある日まで掲示すること。

開 発 許 可 標 識	
開 発 区 域 の 所 在	
開 発 区 域 の 面 積	
許可を受けた者の住所及び氏名	
許可年月日及び許可番号	
工事施行者の住所及び氏名	
工事現場管理者の氏名	
工事予定期間	

90 cm以上

60 cm以上



指 示 事 項

総務課

1. 開発面積が 1,000 平方メートル以上で 3,000 平方メートル未満の場合は、消火栓又は防火水槽を設置すること。
2. 当該開発区域が、消防水利の基準に定める技術基準に適合する消防水利に包含されている場合は、消火栓又は防火水槽を設置しないことができる。

農林課

1. 農地転用が必要となる場合は、農地転用許可申請を行うこと。

生涯学習課

1. 土地開発中に、出土品の出土等により新たに遺構と認められるものを発見した場合には当課と協議すること。
2. 文化財保護法第 96 条第 1 項を順守すること。

環境下水道課

1. 申請地のゴミステーションは利用戸数が 10 戸未満のため、現段階において町によるごみ収集は出来ない。ごみ収集は、地域のごみステーション管理者と協議すること。
2. 開発行為により、周辺住民の健康かつ安全な生活が侵されることの無いよう、騒音、振動、悪臭、粉塵、その他の公害等に対して万全の対策を講じ、発生するごみ（産業廃棄物、事業系一般廃棄物）については、事業者の責任において適正に処理すること。

土木建設課

1. 交通安全上必要がある場合は、交通安全施設（カーブミラー・街灯等）の設置は事業者負担で行うこと。また、開発完了後であっても、地元からの要望がある場合は道路管理者等と協議し安全施設等を申請者の負担で設置すること。
2. この土地開発行為に起因する道路構造物及び水路擁壁等の破損等については、道路管理者等の指示に従い、申請者の負担にて適切な処置を講じること。
3. 農道・水路等の公共物を工事・占用する場合は、事前協議のうえ、公共物使用許可申請書を提出すること。
4. 町道等の道路占用及び承認工事等を行う場合、道路管理者と協議すること。

5. 町道等との接道箇所について、排水による問題が生じた場合は、開発完了後であっても、道路管理者と協議し、申請者の責任と負担において、対処すること。
6. 開発に伴い電柱が必要な場合は、原則として開発地内に建柱すること。
7. 開発地内の土砂が町道等に流出しないよう、申請者にて対応すること。土砂が町道等に流出した場合は、道路管理者と協議し、申請者の責任において除去すること。